





33	道路標識に記載するローマ字の大きさ		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し																		
団体名	静岡県	人口	3,809,470 人																		
事例のポイント	<p>○ 静岡県では、外国人観光客の増加に対する対策の一環として、平成 24 年 3 月、「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例」を受けた規則において、道路標識に国の基準よりも拡大したローマ字の大きさの基準を策定。</p> <p>○ 漢字ではなくローマ字で標識を理解する外国人に対し、道路交通の安全性向上。</p>																				
背景・目的	<p>静岡県は、平成25年6月に富士山が世界遺産へ登録されるなど、外国人観光客の増加が見込まれる地域であり、外国人にわかりやすい標識の設置が望まれている。</p>																				
内 容	<p>従来、道路法に基づく国の基準(標識令)では案内標識のローマ字の大きさは、文字(漢字、かな)の 50%が基準とされていた。第1次一括法により改正された道路法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、静岡県では、平成 24 年 3 月、「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例」を受けた規則において、ローマ字の大きさを文字(漢字、かな)の 65%まで拡大できるよう基準を定めた(同年 4 月施行)。</p> <p>国・静岡県における訪日外国人数(単位: 人)</p> <table border="1" data-bbox="357 1016 1066 1151"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国全体</td> <td>6,218,752</td> <td>8,358,105</td> <td>10,363,904</td> </tr> <tr> <td>静岡県(推計)</td> <td>180,344</td> <td>267,459</td> <td>228,006</td> </tr> </tbody> </table> <p>※静岡県(推計)は、「訪日外国人動向調査」(観光庁)における「訪問率」を用いて算出</p> <p>「静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則」における基準</p> <table border="1" data-bbox="357 1236 1066 1370"> <thead> <tr> <th></th> <th>文字(ローマ字)の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県の基準</td> <td>文字(漢字、かな)の大きさの65%の値</td> </tr> <tr> <td>国の基準</td> <td>” 50%の値</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="357 1415 804 1697"> <p><従来の道路標識></p>  </div> <div data-bbox="849 1415 1315 1697"> <p><ローマ字を拡大した標識></p>  </div> </div>			年	2011	2012	2013	国全体	6,218,752	8,358,105	10,363,904	静岡県(推計)	180,344	267,459	228,006		文字(ローマ字)の大きさ	県の基準	文字(漢字、かな)の大きさの65%の値	国の基準	” 50%の値
年	2011	2012	2013																		
国全体	6,218,752	8,358,105	10,363,904																		
静岡県(推計)	180,344	267,459	228,006																		
	文字(ローマ字)の大きさ																				
県の基準	文字(漢字、かな)の大きさの65%の値																				
国の基準	” 50%の値																				
効 果	<p>県が管理する案内標識を改修する際に、新基準で整備することで、漢字ではなくローマ字で標識を理解する外国人にとって視認性が向上し、道路交通の安全とともに、円滑な交通誘導が期待できる。</p>																				
担当課 関連サイト	<p>静岡県交通基盤部道路局道路保全課 http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-230/anzen/sign/index.html</p>																				

34	多雪・多雨地域における公営住宅整備基準		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し
団体名	金沢市(石川県)	人口	450,360人
事例のポイント	<p>○ 金沢市では、雪や雨が多い地域であり、屋内で洗濯物を干す地域特性に対応するため、平成24年12月、「金沢市営住宅条例」を改正。</p> <p>○ 独自の設備基準であるサンルーム型物干場の設置を追加することで、居住の快適性が向上。</p>		
背景・目的	<p>金沢市は、雪や雨が多く日照時間が短い典型的な日本海側気候である。そのような土地柄のため、一年を通じて洗濯物を干すのが屋内に偏ってしまう実情がある。</p>		
内容	<p>従来、公営住宅法に基づく国の整備基準において物干場については規定されていなかった。第1次一括法により改正された公営住宅法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、金沢市では屋内で洗濯物を干すことが多いという地域特性に鑑み、平成24年12月、「金沢市営住宅条例」を改正し、サンルーム型の物干場を設置することを明確化した(平成25年4月施行)。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">   </div> <p style="text-align: center;">サンルーム型物干場</p>		
効果	<p>平成26年度に建替えに着手する住宅(28戸)において、サンルーム型の物干し場を設置することとしており、地域の実情に合った公営住宅の整備を進めることで、公営住宅入居者の居住の快適性の向上につながるとともに、湿気・結露・カビ発生の予防を通じた居室の長寿命化を図ることができ、将来にわたって良質な住居を維持することができる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>金沢市都市整備局定住促進部市営住宅課 http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29104/index.html</p>		

35	公営住宅の間取りに関する基準		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し
団体名	やわたし 八幡市(京都府)	人口	73,553 人
事例のポイント	<p>○ 八幡市では、今後の人口減少を見据え、公営住宅が多様な世帯の入居を可能にし、地域コミュニティの活性化に資するよう、平成 25 年 3 月、「八幡市市営住宅等の整備の基準を定める条例」を制定。</p> <p>○ 異なる間取りの整備により、多様な世帯の入居が可能となるよう基準を定めるとともに、児童遊園等の整備に当たっては、周辺住民との交流促進に考慮する旨を規定することで、地域コミュニティの活性化に資する。</p>		
背景・目的	<p>八幡市は、京都や大阪のベッドタウンとして発展し、団地が整備されてきた。市営住宅等は、32 団地 125 棟が整備され、そのうち木造のものが 28 棟あり、築約 50 年以上であるため老朽化が進んでいる。</p> <p>今後、人口減少が見込まれる中、住宅政策の課題解決のため「八幡市住宅基本計画」を定め、市営住宅等については「八幡市営住宅等ストック総合活用計画」を平成 25 年度に見直し、その計画に沿って今後、市営住宅等の整備を行っていくこととしている。</p>		
内容	<p>従来、公営住宅の間取りやその組合せについては国の基準では規定がなく、第1次一括法により改正された公営住宅法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、平成 25 年 3 月、八幡市では「八幡市市営住宅等の整備の基準を定める条例」を制定し、家族向け、2人世帯向け(老人・若年)といった多様な世帯の入居が可能となる住戸とするため、規模が異なる間取り等を組み合わせて整備することを定めた(同年4月施行)。</p> <p>また、同様に国の基準では規定がなかった児童遊園等(児童遊園、集会所、広場、緑地等)を設置する場合の基準については、入居者同士及び入居者と周辺住民との交流が促進されるよう考慮するものと定めた。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>中ノ山団地第一工区(平成 25 年度完成)</p> <p>入居者の利便性や周辺住民との交流促進を図るため、バス停を市営住宅前に移設し、安全確保のため、前面道路に面して歩行可能なマウンドアップしたスペースを設置し、周辺住民への環境整備を行った。</p> </div> </div>		
効果	<p>現在、平成 27 年度完了の木造住宅集約・建て替えにおいて、平成 25 年度に身体障害者向け 1 戸を含む世帯向け住宅を 8 戸建設、平成 26 年度に身体障害者向け 3 戸を含む世帯向けを 18 戸、2 人世帯以下向け 6 戸の建設を予定、合計 32 戸の建設を実施。</p> <p>今後、想定される非木造住宅の建て替えにおいても、同様に取り組むこととしており、異なる間取りを整備することで、公営住宅に入居する多様な世帯への対応が可能となり、コミュニティバランスの改善につながる。また児童遊園等を周辺住民との交流の場とすることで、地域コミュニティの活性化に資する。</p>		
担当課 関連サイト	<p>八幡市都市管理部住宅管理課 http://www.city.yawata.kyoto.jp/soshiki_list.html</p>		

36	公営住宅における子育て世帯支援		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し
団体名	横浜市(神奈川県)	人口	3,707,843 人
事例のポイント	<p>○ 横浜市では、市の子育て支援の一環として、平成 24 年 12 月、「横浜市営住宅条例」の改正により、子育て世帯について、国の基準では「未就学の子がいる世帯」としていたところ、「中学校卒業程度までの子がいる世帯」に拡大する市独自の基準を策定。</p> <p>○ 支援の拡充により、幅広い子育て世帯が裁量階層（※）の対象となり、当選率も優遇されることから、これらの世帯の入居を促進。これにより多様な世代構成を確保。</p>		
背景・目的	<p>横浜市では、子育て世帯への支援を厚くしている。就学前の児童については、横浜保育室の整備等を行っているが、就学児童のいる世帯への支援を充実させることが必要であり、また、市営住宅に入居する世帯の多様化を確保する必要がある。</p>		
内容	<p>公営住宅の裁量階層の対象となる子育て世帯は、従来、国の基準では「未就学の子がいる世帯」とされていたが、第1次一括法により改正された公営住宅法に基づき、この基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、横浜市では、平成 24 年 12 月、「横浜市営住宅条例」を改正し、裁量階層の子育て世帯について、「中学卒業まで(15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで)の子がいる世帯」まで拡大した(平成 25 年 4 月施行)。</p> <p>※裁量階層 高齢者や障害者等、入居者の心身の状況や世帯構成、区域内の住宅事情等を勘案して、特に居住の安定を図る必要がある世帯。その入居収入基準は、公営住宅法施行令で定める金額以下(現行:25.9 万円以下)で条例において金額を定めることとなっており、横浜市では「21.4 万円以下」と定めている。</p>		
効果	<p>子育て世帯の支援を拡充することにより、幅広い子育て世帯が裁量階層の対象となり、当選率も優遇されることから、これらの世帯の入居が促進される。これにより、入居者の高齢化が進む中で自治会活動や市営住宅の維持管理に必要な担い手が増加し、防災、地域の活性化が期待できる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>横浜市建築局市営住宅課 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/kanri/</p>		

37	降灰地域の都市公園の基準		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し																																																																																																																																																				
団体名	鹿児島県	人口	1,701,387人																																																																																																																																																				
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿児島県では、火山灰が降る地域の特性に対応するため、平成24年12月、「鹿児島県都市公園条例」を改正。 ○ 都市公園内の屋内運動施設等の建ぺい率は通常12%だが、条例により、降灰防除地域の都市公園に屋内運動施設等を設置する場合には、22%まで拡大。これにより、利用者の快適性の向上に寄与。 																																																																																																																																																						
背景・目的	<p>鹿児島県は、活火山の桜島があり、その噴火により火山灰が降り積もる。一部地域は活動火山対策特別措置法12条1項で内閣総理大臣が指定する「降灰防除地域」に指定されている。噴火による降灰があった場合、屋外での運動が制限されるため、屋内運動施設の需要が高い。</p>																																																																																																																																																						
内容	<p>従来、都市公園法の公園に設置する施設の建ぺい率は、2%が基準であり、その他文化財や屋内運動施設等を設置する場合には、特例加算が認められている。</p> <p>屋内運動施設等を設置する場合の建ぺい率の特例加算は10%とされているが、第2次一括法により改正された都市公園法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、鹿児島県では、平成24年12月、「鹿児島県都市公園条例」を改正し、降灰防除地域の都市公園に屋内運動施設等を設置する場合には、その特例加算を20%に拡大した(平成25年4月施行)。</p> <div data-bbox="379 1169 1378 1778" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <caption>桜島の降灰状況 (年別) 【昭和54年～平成26年】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>降灰量 (kg/m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和54年</td><td>280</td></tr> <tr><td>昭和55年</td><td>280</td></tr> <tr><td>昭和56年</td><td>250</td></tr> <tr><td>昭和57年</td><td>280</td></tr> <tr><td>昭和58年</td><td>500</td></tr> <tr><td>昭和59年</td><td>380</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>1,101</td></tr> <tr><td>昭和61年</td><td>520</td></tr> <tr><td>昭和62年</td><td>380</td></tr> <tr><td>昭和63年</td><td>380</td></tr> <tr><td>昭和64年</td><td>380</td></tr> <tr><td>昭和65年</td><td>750</td></tr> <tr><td>昭和66年</td><td>580</td></tr> <tr><td>昭和67年</td><td>680</td></tr> <tr><td>昭和68年</td><td>150</td></tr> <tr><td>昭和69年</td><td>120</td></tr> <tr><td>昭和70年</td><td>180</td></tr> <tr><td>昭和71年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和72年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和73年</td><td>120</td></tr> <tr><td>昭和74年</td><td>120</td></tr> <tr><td>昭和75年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和76年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和77年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和78年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和79年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和80年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和81年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和82年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和83年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和84年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和85年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和86年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和87年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和88年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和89年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和90年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和91年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和92年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和93年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和94年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和95年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和96年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和97年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和98年</td><td>20</td></tr> <tr><td>昭和99年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成00年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成01年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成02年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成03年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成04年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成05年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成06年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成07年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成08年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成09年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成10年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成14年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成16年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成18年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>20</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>126</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>245</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>234</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>342</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>296</td></tr> <tr><td>平成26年3月末</td><td>32</td></tr> </tbody> </table> </div>			年	降灰量 (kg/m²)	昭和54年	280	昭和55年	280	昭和56年	250	昭和57年	280	昭和58年	500	昭和59年	380	昭和60年	1,101	昭和61年	520	昭和62年	380	昭和63年	380	昭和64年	380	昭和65年	750	昭和66年	580	昭和67年	680	昭和68年	150	昭和69年	120	昭和70年	180	昭和71年	100	昭和72年	100	昭和73年	120	昭和74年	120	昭和75年	20	昭和76年	20	昭和77年	20	昭和78年	20	昭和79年	20	昭和80年	20	昭和81年	20	昭和82年	20	昭和83年	20	昭和84年	20	昭和85年	20	昭和86年	20	昭和87年	20	昭和88年	20	昭和89年	20	昭和90年	20	昭和91年	20	昭和92年	20	昭和93年	20	昭和94年	20	昭和95年	20	昭和96年	20	昭和97年	20	昭和98年	20	昭和99年	20	平成00年	20	平成01年	20	平成02年	20	平成03年	20	平成04年	20	平成05年	20	平成06年	20	平成07年	20	平成08年	20	平成09年	20	平成10年	20	平成11年	20	平成12年	20	平成13年	20	平成14年	20	平成15年	20	平成16年	20	平成17年	20	平成18年	20	平成19年	20	平成20年	20	平成21年	126	平成22年	245	平成23年	234	平成24年	342	平成25年	296	平成26年3月末	32
年	降灰量 (kg/m²)																																																																																																																																																						
昭和54年	280																																																																																																																																																						
昭和55年	280																																																																																																																																																						
昭和56年	250																																																																																																																																																						
昭和57年	280																																																																																																																																																						
昭和58年	500																																																																																																																																																						
昭和59年	380																																																																																																																																																						
昭和60年	1,101																																																																																																																																																						
昭和61年	520																																																																																																																																																						
昭和62年	380																																																																																																																																																						
昭和63年	380																																																																																																																																																						
昭和64年	380																																																																																																																																																						
昭和65年	750																																																																																																																																																						
昭和66年	580																																																																																																																																																						
昭和67年	680																																																																																																																																																						
昭和68年	150																																																																																																																																																						
昭和69年	120																																																																																																																																																						
昭和70年	180																																																																																																																																																						
昭和71年	100																																																																																																																																																						
昭和72年	100																																																																																																																																																						
昭和73年	120																																																																																																																																																						
昭和74年	120																																																																																																																																																						
昭和75年	20																																																																																																																																																						
昭和76年	20																																																																																																																																																						
昭和77年	20																																																																																																																																																						
昭和78年	20																																																																																																																																																						
昭和79年	20																																																																																																																																																						
昭和80年	20																																																																																																																																																						
昭和81年	20																																																																																																																																																						
昭和82年	20																																																																																																																																																						
昭和83年	20																																																																																																																																																						
昭和84年	20																																																																																																																																																						
昭和85年	20																																																																																																																																																						
昭和86年	20																																																																																																																																																						
昭和87年	20																																																																																																																																																						
昭和88年	20																																																																																																																																																						
昭和89年	20																																																																																																																																																						
昭和90年	20																																																																																																																																																						
昭和91年	20																																																																																																																																																						
昭和92年	20																																																																																																																																																						
昭和93年	20																																																																																																																																																						
昭和94年	20																																																																																																																																																						
昭和95年	20																																																																																																																																																						
昭和96年	20																																																																																																																																																						
昭和97年	20																																																																																																																																																						
昭和98年	20																																																																																																																																																						
昭和99年	20																																																																																																																																																						
平成00年	20																																																																																																																																																						
平成01年	20																																																																																																																																																						
平成02年	20																																																																																																																																																						
平成03年	20																																																																																																																																																						
平成04年	20																																																																																																																																																						
平成05年	20																																																																																																																																																						
平成06年	20																																																																																																																																																						
平成07年	20																																																																																																																																																						
平成08年	20																																																																																																																																																						
平成09年	20																																																																																																																																																						
平成10年	20																																																																																																																																																						
平成11年	20																																																																																																																																																						
平成12年	20																																																																																																																																																						
平成13年	20																																																																																																																																																						
平成14年	20																																																																																																																																																						
平成15年	20																																																																																																																																																						
平成16年	20																																																																																																																																																						
平成17年	20																																																																																																																																																						
平成18年	20																																																																																																																																																						
平成19年	20																																																																																																																																																						
平成20年	20																																																																																																																																																						
平成21年	126																																																																																																																																																						
平成22年	245																																																																																																																																																						
平成23年	234																																																																																																																																																						
平成24年	342																																																																																																																																																						
平成25年	296																																																																																																																																																						
平成26年3月末	32																																																																																																																																																						
効果	<p>都市公園内の屋内運動施設等の建ぺい率は通常12%だが、降灰防除地域であることを踏まえ、条例により22%まで拡大した。これにより、利用者の快適性の向上に資する。</p>																																																																																																																																																						
担当課 関連サイト	<p>鹿児島県土木部都市計画課 http://www.pref.kagoshima.jp/infra/toshi/toshikoen/index.html</p>																																																																																																																																																						

38	国定公園内における行為許可 <small>まちづくり 条例による事務処理特例制度</small>	
団体名	<small>かしわざきし</small> 柏崎市(新潟県)	人口 89,616人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年4月、事務処理特例条例により、自然公園法に基づく公園内における各種行為の許認可の権限が市に移譲され、国定公園内における開発行為等の許可手続が市内で完結。 ○ これにより、許可までの審査期間が短縮された。 	
背景・目的	<p>柏崎市には、14箇所の海水浴場が存在し、市全体で年間100万人近くの海水浴客が訪れている。また、市内の日本海沿岸部の一部は佐渡弥彦米山国定公園の区域に指定されており、市内の海水浴場の約半数は当該区域内にある。</p> <p>国定公園内の海水浴場に海の家を建設する等の工事を行う際、従来は県の許可が必要であったところ、実務上、市が申請を受理し、市から県に進達するという事務手続がとられていた。しかし、県への進達及び審査に時間がかかっており、申請から許可までに最長で1か月程度かかることもあった。</p> <p>(参考) 申請事例＝年2～3件程度(H22:3件、H23:3件、H24:2件) 内訳:海の家の建築、水道管やケーブル管の敷設工事等</p>	
内容	<p>平成19年4月、事務処理特例条例により、自然公園法に基づく市内の国定公園内における各種行為の許認可の権限が市に移譲された。これにより、許可事務における県への進達が省略されたため、おおむね1週間程度で許可を行うことができるようになった。</p>	
効果	<p>申請手続が市で完結するようになったことで、許可までに要する期間が短縮され、事業者の負担軽減につながった。</p>	
担当課 関連サイト	柏崎市産業振興部観光交流課 http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/detail/1770266337.html	

39	空き家適正管理条例の制定		まちづくり 自主条例の活用
団体名	だいせんし 大仙市(秋田県)	人口	88,219人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大仙市では、雪による空き家の倒壊等の課題に対応するため、平成23年12月、「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」を制定。 ○ 条例に基づき、空き家の持ち主に対する助言・指導、立入調査、措置命令、行政代執行を実施（平成24年3月、全国初の代執行）。 ○ 条例制定に伴う住民意識の変化により、自発的に空き家解体が進むなどの効果（平成25年度の解体建物107件中、市の助言・指導によるもの17件、残り90件は自主的に解体）。 		
背景・目的	<p>大仙市では、以前から、屋根からの落雪や倒壊など、雪による空き家問題が課題となっていた。平成18年7月にまとめた空き家の実態調査によると、951棟の空き家があり、このうち258棟は所有者が不明な空き家であった。また、平成23年の豪雪においては雪の苦情の186件中83件が空き家に関連するものであった。</p> <p>そこで、空き家の管理の適正化を図るため、平成23年12月、「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」を制定した（平成24年1月施行）。</p>		
内容	<p>「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」は、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、市民の安全で安心な暮らしを実現しようとするものである。具体的な対策として、空き家が危険な状態にある時に、市が所有者に対して必要な措置をとるよう助言・指導・勧告・命令することや、命令に従わない場合の行政代執行などについて定めている。</p> <p>大仙市は、平成24年3月に、全国で初めて代執行による空き家の撤去を行った。解体された建物は小学校に隣接する非常に危険な空き家であったが、所有者に解体する資力がなく、代執行による解体に踏み切り、安全を確保した。解体費用は178万5千円であったが、現在所有者に請求中の状況にある。仮に所有者から費用が回収できないとしても、地域の安全・安心を守るための費用であり、決して高いものではないという判断であった。</p> <p>低所得者を対象に、空き家解体費用の2分の1(上限50万円)を補助する制度も行っており、解体促進に一役買っている。</p> <p>条例施行を契機に、町内会長・自治会長・地域住民の協力のもと、日々住民から市へ空き家に関する情報提供も行われ、最新情報をチェックできる体制も整備されている。</p>		
効果	<p>平成25年度に解体された建物は107件、そのうち市が助言・指導を行ったものが17件（行政代執行1件含む）、残りの90件については自主的に解体された。市が助言・指導等を行った17件のうち、補助金を活用して解体した空き家は14件、約673万円である。</p> <p>条例の制定により、助言・指導から行政代執行まで一貫した対応が可能になるとともに、住民の意識変化により自主的な解体が進むなど、安全・安心なまちづくりに寄与している。</p> <p>なお、国土交通省の調査によると、空き家条例は、平成25年10月現在、272の地方公共団体において制定されている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>大仙市総務部総合防災課 http://www.city.daisen.akita.jp/content/reiki_int/reiki_honbun/r154RG00001605.html</p>		

40	屋外広告物の規制		まちづくり												
			条例による事務処理特例制度 住民との協働												
団体名	かかみがはらし 各務原市(岐阜県)	人口	148,926 人												
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 12 年 4 月、事務処理特例条例により、屋外広告物の規制に係る権限が市に移譲され、市が地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな屋外広告物行政を実施できるようになった。 ○ また、地域のボランティア団体「ビューレンジャー」への簡易除却権限の委任等の取組を実施。 ○ 市内の無許可広告物に関する状況が大幅に改善。 														
背景・目的	<p>各務原市では、木曾川をはじめとする豊かな自然環境を活かした美しいまちづくりに取り組んでおり、はり紙等の除却、無許可屋外広告物の是正等は避けて通れない課題である。従来は、除却等に係る事務を県が行うことになっていたため、地域ごとの実情に応じた迅速かつきめ細やかな対応が困難であった。</p>														
内容	<p>平成 12 年 4 月、事務処理特例条例により、屋外広告物法に基づく違反屋外広告物の簡易除却、岐阜県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の掲出許可等の権限が市に移譲された。これにより、はり紙等の簡易除却、無許可屋外広告物の是正等を市が実施できるようになった。</p> <p>また、はり紙等の簡易除却に当たっては、地域のボランティア団体を「ビューレンジャー」として認定し、屋外広告物法 7 条 4 項の規定に基づき市から同団体に簡易除却の権限を委任するという取組を平成 18 年度から実施しており、平成 26 年 4 月現在で 20 団体がビューレンジャーとして認定されている。</p> <p>なお、県条例に基づく屋外広告物の掲出許可等については、平成 18 年 4 月の景観行政団体への移行に伴い、市の屋外広告物条例に基づく事務となっている。</p>														
効果	<p>市が迅速かつきめ細やかな措置を行うことで、屋外広告物の掲出には許可申請が必要だということが事業者等に再認識されるようになり、無許可屋外広告物に関する状況が大幅に改善した。</p> <p>また、はり紙等の簡易除却に当たっては、市とビューレンジャーとの協働により、住民参加による美しい街並みの維持活動が行われるようになった。</p> <p>(無許可屋外広告物の改善実績)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 18 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導書送付数(※) (A)</td> <td>57 件</td> <td>2,643 件</td> </tr> <tr> <td>改善数(除却数+許可数) (B)</td> <td>0 件</td> <td>2,118 件</td> </tr> <tr> <td>改善率(B÷A×100)</td> <td>0%</td> <td>80.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実務上、無許可屋外広告物の掲出者に対して、まずは指導(自ら除却する、あるいは許可申請の手続をとるよう求める等)を行うこととしている。</p>				平成 18 年度	平成 24 年度	指導書送付数(※) (A)	57 件	2,643 件	改善数(除却数+許可数) (B)	0 件	2,118 件	改善率(B÷A×100)	0%	80.1%
		平成 18 年度	平成 24 年度												
指導書送付数(※) (A)	57 件	2,643 件													
改善数(除却数+許可数) (B)	0 件	2,118 件													
改善率(B÷A×100)	0%	80.1%													
担当課 関連サイト	<p>各務原市都市建設部都市計画課</p> <p>http://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/148/151/006698.html</p>														

41	町民協働による景観づくり		まちづくり 住民との協働、自主条例の活用
団体名	ながしまちよう 長島町(鹿児島県)	人口	11,373人
事例のポイント	<p>○ 平成18年3月に2町の合併により誕生した長島町は、平成19年3月に「長島町ふるさと景観条例」を制定し、「石積みと花の町 長島町」をテーマに町民の誇れるまちづくりに取り組んでいる。</p> <p>○ 町と景観づくりに積極的に取り組む団体等が協定を結び、沿道の花壇の管理等を実施。最も大きい島である長島本島を一周する約40kmの沿道の約200か所に地元の自然石で花壇を作り、景観づくりの中心的事業となっている。</p> <p>○ フラワーロードの整備が進んだ結果、毎年春に行われる「長島花フェスタ」に11万人以上の来場者が訪れるなど、観光客の増加に寄与。</p>		
背景・目的	<p>長島町は、鹿児島県の北西部に位置し、長島本島、伊唐島、諸浦島、獅子島の有人島のほか大小23の島々からなる町である。平成18年3月、旧東町・長島町の合併により現在の長島町が誕生した。</p> <p>長島町では、合併後、町の豊かな海や山の美しい自然や歴史的文化遺産を生かしながら景観づくりを推進しようと、平成19年3月、「長島町ふるさと景観条例」を制定(同年4月施行)し、「石積みと花の町 長島町」をテーマに、町民の意見を踏まえた景観づくりを進め、町民の誇れるまちづくりに取り組んでいる。</p>		
内容	<p>条例では、魅力ある個性豊かな住みよい町を創出するため、①町花(水仙)・町木(ツバキ)を中心とした花と緑があふれるまちづくり、②雲仙天草国立公園区域の景観を守り育てる運動の推進、③石積みを用いた自然にやさしい道づくり、④住民総参加の沿道修景づくりなど、7つの具体的目標を掲げている。</p> <p>なお、この景観づくりを効果的に進めるため、平成22年4月、鹿児島県事務処理特例条例により、町内にある県が管理する道路の除草・植栽物の管理について権限移譲を受けた。</p> <p>条例の目標を達成するため、町は景観づくりに積極的に取り組む団体・個人と協定を結び、協働して景観づくりに取り組んでいる。景観形成に貢献した者等への表彰や、景観形成に寄与する活動を行う者に対する助成なども行っている。</p> <p>協働による景観づくりの中心となっているのが、最も大きい島である長島本島を一周する約40kmの沿道を花で結ぶ「ぐるっと一周フラワーロード事業」である。沿道の約200か所に地元の自然石を積んだ花壇を作り、町民や約150の団体等が花の植え替えや除草といった花壇の管理を行っている。</p> <p>平成26年3月末で協定を締結している団体・個人は、71団体・個人を数えている。また、このほかにも120余りの団体・個人が「ぐるっと一周フラワーロード」の沿道で花壇を管理しながら、花壇コンクールや種蒔き講習会などに積極的に参加している。</p>		
効果	<p>様々な花で彩られた沿道は、町内外から好評を受けており、平成21年度の全国花のまちづくりコンクールの市町村部門で優秀賞を受賞した。ボランティアで花壇の管理を行っている町民からは「集落の花壇は、以前は花がなく寂しかった。これからも楽しみながら続けていきたい」といった声が聞かれる。</p> <p>また、フラワーロードは、長島町の重要な観光資源として効果を発揮しており、平成25年に開催された「第3回夢追い長島花フェスタ」では、町内外から118,000人もの来場者が町を訪れるなど、観光客の増加につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>長島町景観推進課 http://www.town.nagashima.lg.jp/nagashima03/nagashima17.asp</p>		

42	景観まちづくり条例の制定		まちづくり 住民との協働、自主条例の活用
団体名	しもだし 下田市(静岡県)	人口	24,230人
事例のポイント	<p>○ 下田市は、豊かな自然景観や幕末の歴史的景観を有するが、その保全・活用に課題。このため、平成21年12月、景観法に基づく景観計画の策定等を定めるとともに、独自の内容を盛り込んだ「下田市景観まちづくり条例」を制定。</p> <p>○ 独自の内容として、「下田まち遺産」の認定・登録（登録まち遺産は、保全活用又は修繕・維持管理の計画書を作成することで助成）や「身近な景観まちづくり制度」（周辺の景観に配慮した看板づくりなど）について規定。</p> <p>○ 平成26年5月時点で、「下田認定まち遺産」130件、「下田登録まち遺産」13件を数えるほか、シンポジウムや下田まち遺産手帖の発行等により、景観に関する市民意識の醸成に寄与。</p>		
背景・目的	<p>下田市は、豊かな自然景観や幕末の歴史的景観、火災から建物を守る「なまこ壁」の建造物等、多様で固有性の高い景観資源を数多く有する。しかし、景観法施行以前は、恵まれた地域資源に対する十分な保全・活用対策が取られておらず、市を象徴するなまこ壁を有する小学校を始め、多くの美しい建物が解体されてしまった。</p> <p>このような中、市民から素晴らしい貴重な地域資源が失われていることを危惧する意見が多く挙がり、また、地場産の伊豆石を使用した最大規模の建築物「旧南豆製氷所」が取壊しの危機に遭い、その保存運動も契機となり、平成21年12月、景観法に基づく景観計画の策定等を定めるとともに、独自の内容を盛り込んだ「下田市景観まちづくり条例」を制定した(平成22年7月施行)。</p>		
内容	<p>「下田市景観まちづくり条例」の独自の内容として、自然、歴史、文化、人の暮らしに関連する貴重な資源を、「下田まち遺産」として認定・登録し、住民との協働によって、「下田まち遺産」を活かしたまちづくりを推進するとされている。</p> <p>「下田まち遺産」に認定されるためには、①地域を象徴している、②下田らしいものである、③誇りに思うものである、④継承すべきものであるという要件を満たす必要がある。認定されたものについて、所有者等が登録に同意すると、その遺産は「下田登録まち遺産」となり、保全活用又は修繕・維持管理の計画書を作成することで助成を受けることができる(景観まちづくり基金、景観まちづくり助成金)。</p> <p>このほか、同条例は、「身近な景観まちづくり制度」について規定し、これに基づき、周辺の景観に配慮した看板づくり、ハンギングバスケットやプランター等の緑化づくりなどを行う市民活動に助成する仕組みができた。</p>		
効果	<p>平成26年5月時点で、「下田認定まち遺産」130件、「下田登録まち遺産」13件となっている。このような下田まち遺産を次代を担う子どもたちへ引き継いでいくため、市内の小中学生参加型のシンポジウムの開催や下田まち遺産手帖というパンフレットを随時発行し、景観に関する市民意識の醸成につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>下田市建設課 http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/080402mati_isan/1779.html</p>		

43	農地の権利移動の許可		まちづくり 権限移譲						
	団体名	和歌山市(和歌山県)	人口	379,536人					
事例のポイント	<p>○ 和歌山市では、従来、市外居住者に対して、農地法3条に係る農地の権利移動を許可するに当たり、市農業委員会での審査後、重複して和歌山県による許可も必要であったため、申請者にとって事務処理期間の長期化という課題が存在。</p> <p>○ 平成24年4月、都道府県知事が処理している農地の権利移動の許可の事務・権限が都道府県からすべての市町村農業委員会に移譲されたことで、許可までの審査回数の削減及び事務処理期間の短縮が可能になり、申請者に対するサービス向上を実現（事務処理期間：約40日→約20日）。</p>								
背景・目的	<p>従来は、和歌山市外の居住者に対して、農地法3条に係る農地の権利移動を許可するに当たっては、市農業委員会での審査後、和歌山県に進達し許可を受ける必要があったが、権利移動の許可基準は法令で具体的に列挙されており、県と市との間で判断に特段の差異が生じることもない中、市及び県の二度の審査を経ることで、権利移動許可まで最長40日の期間を要することがあるなど、申請者から処理の長期化について苦情が寄せられる状況であった。</p>								
内 容	<p>第2次一括法による農地法の改正で、平成24年4月、都道府県知事が処理している農地の権利移動の許可の事務が都道府県からすべての市町村農業委員会に移譲されたことにより、市農業委員会が自ら許可を行い、処理の迅速化を図ることが可能になった。</p> <p>具体的には、市農業委員会の開催状況や申請書の締切日の周知を徹底し、許可までの処理期間を最短で20日程度に短縮した。</p>								
	和歌山市における農地の権利移動件数等								
		農地法第3条に係る農地移動		農業経営基盤強化促進法による農地移動					
		所有権耕作地の有償所有権移転		所有権耕作地の無償所有権移転		賃借権の設定		利用権の終了	
調査年	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	
平成24年	71	914.9	10	126.0	36	627.2	97	1,876.3	
平成25年	51	627.8	9	192.6	43	803.0	153	2,707.2	
効 果	<p>市と県の事務処理の一元化による行政効率の向上とともに、処理の迅速化が図られたことで、申請者に対するサービス向上につながっている。</p>								
担当課 関連サイト	<p>和歌山市農業委員会 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/nougyoiinkai/nouchiho3.html</p>								

44	農地転用の許可	まちづくり 条例による事務処理特例制度
団体名	熊本市(熊本県)	人口 731,815人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2ヘクタール以下の小規模な農地転用について市が許可事務を行えるよう、平成24年4月、事務処理特例条例により、市内の農地転用の許可権限が市に移譲された。 ○ 市への移譲により事務が効率化し、申請から許可までの日数が10日程度短縮(40日程度→30日程度)。 	
背景・目的	<p>熊本市では、年間約300件の農地転用の申請があり、その多くが個人住宅に関するものである。このような2ヘクタール以下の小規模な農地転用に当たっては、市の農業委員会を經由して県の許可を受けることとされているが、申請から許可までに40日程度かかっていたため、期間短縮の要望があった。</p>	
内容	<p>平成24年4月、事務処理特例条例により、農地法に基づく市内の2ヘクタール以下の農地に係る転用許可の権限が市に移譲された。これにより、当該許可については県を経由せず県農業会議に直接諮問できるようになった。</p> <p>許可事務における県の事務がなくなったことで、市農業委員会における申請受付の締切日を従来に比べて遅く設定することができるようになり、申請から許可までの日数は30日程度となった。</p>	
効果	<p>申請から許可までの日数が10日程度短縮(40日程度→30日程度)し、住民の利便性が向上した。</p>	
担当課 関連サイト	<p>熊本市農業委員会事務局 http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=5&class_set_id=3&class_id=843</p>	